

資料編

1 自然条件

(1)位置・面積

新宿区は東京23区のほぼ中央に位置し、千代田・港・文京・豊島・中野・渋谷の各区に隣接しています。面積18.22km²、周囲約29.4km、東西約6.5km、南北約6.3kmで23区中13番目の広さです。

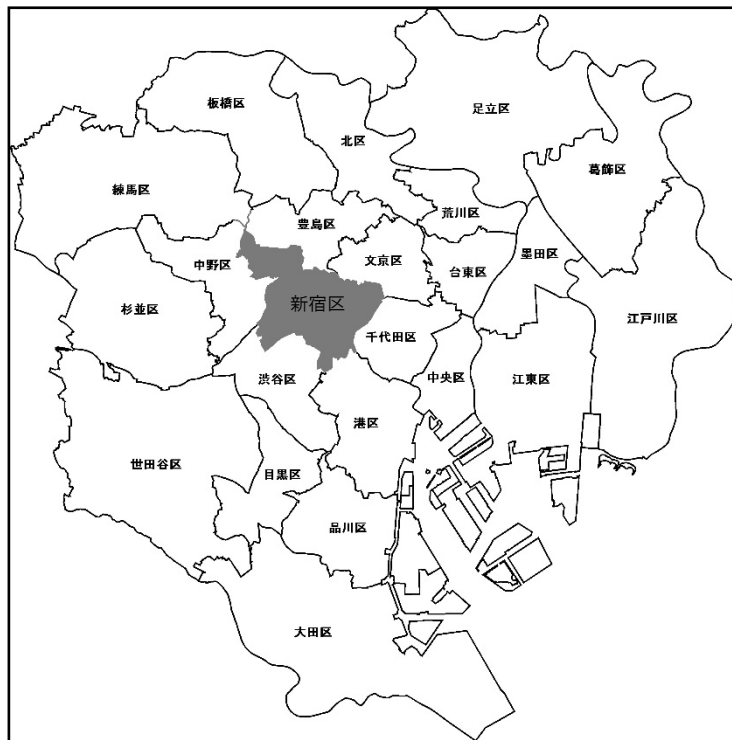


図 1-1 新宿区の位置

(2)地形・地質

新宿区は、武蔵野台地の東端に位置し、北の豊島台地、南の淀橋台地、その間の下町低地に分けられます。台地部の地層は地表から関東ローム層・武蔵野砂れき層・東京層があり、低地部は埋土の下に沖積層・東京層があります。台地部・低地部とも東京層の下に三浦層群が広がっています。また、低地面に沿って、神田川、妙正寺川及び外濠などの水辺が新宿区の外周を沿うように取り巻いています。

区内最高地点は都立戸山公園内箱根山の海拔44.6m、台地は平均ほぼ30mの高台で、低地で最も低いのは飯田橋付近の海拔4.2mとなっています。

このような地形の高低差は、区部に起伏に富んだ斜面を形成し、斜面上に残った緑地は貴重な自然として現在も残されています。

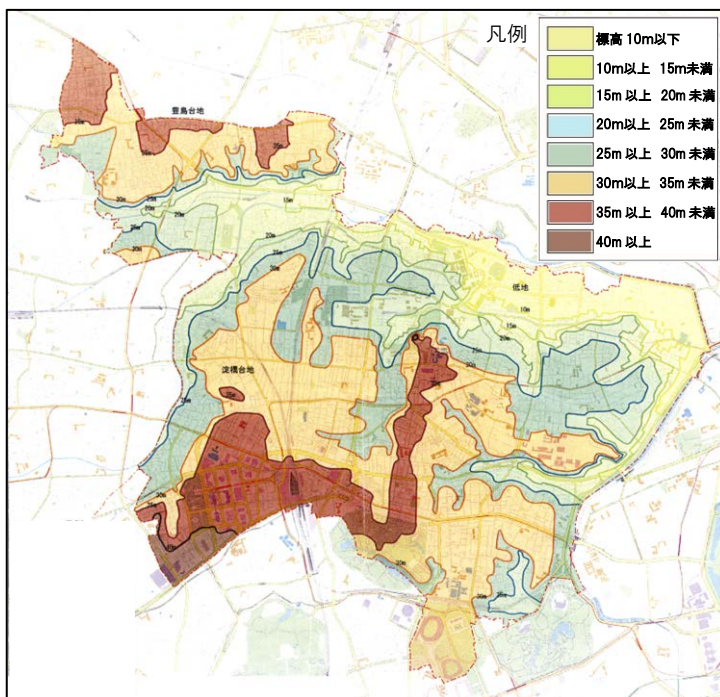


図 1-2 新宿区の地形

出典:「新宿区の土地利用 2008」(平成20年3月)一部改変

(3) 気象

① 気温

東京の気温は日最高気温、平均気温、日最低気温のいずれも上昇しています。特に、日最低気温の上昇が大きくなっています。これは、真夏はあまり増加していない一方で、冬日の大幅な減少と熱帯夜の増加が示す冬季と夜間の温度上昇によるもので、ヒートアイランド現象による影響を伺わせています。

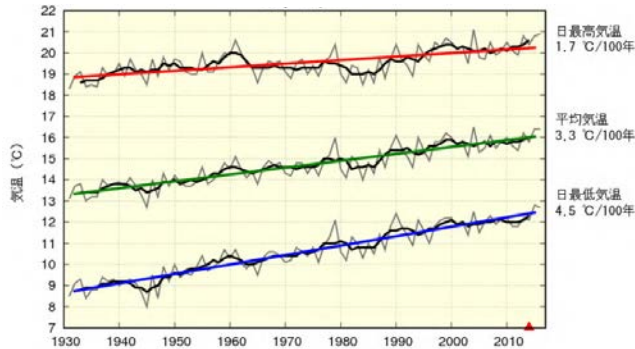


図 1-3 気温の長期変化傾向

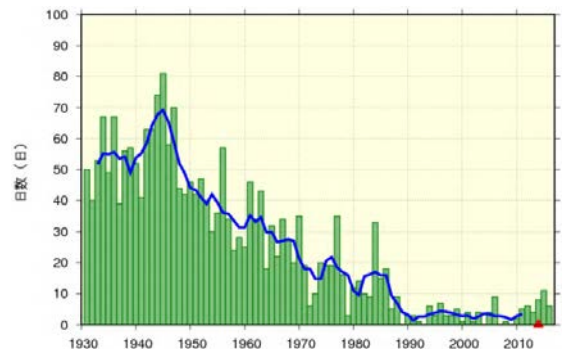


図 1-4 冬日日数

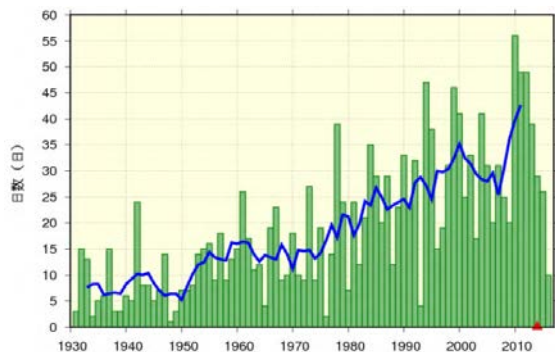


図 1-5 熱帯夜日数

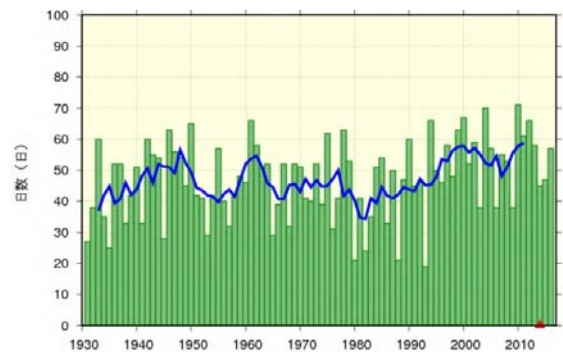


図 1-6 真夏日日数

② 降水量

東京の年間の降水量は、1,700 mm前後で大きな変化はありませんが、年最大1時間降水量は増加しています。他の都市では必ずしもこうした傾向はみられないことから、都市化との関連性は明確とはなっていません。

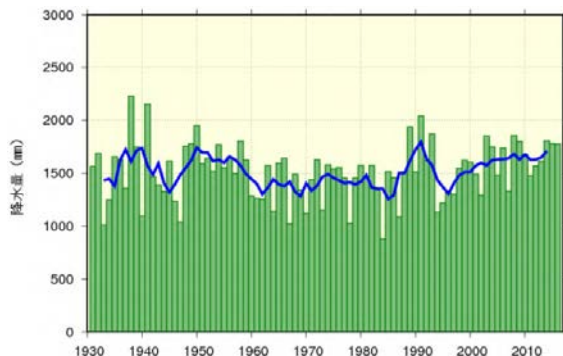


図 1-7 年降水量

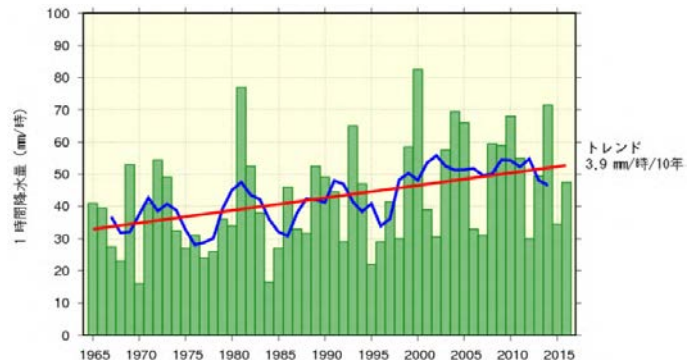


図 1-8 年最大1時間降水量

出典:「ヒートアイランド監視報告 2016」(平成 29 年 7 月 気象庁)

(4)生き物

新宿区内には、都市の環境に適応した特定の生き物が広く生息しています。一方で、区内には新宿御苑や都立戸山公園、区立おとめ山公園、点在する社寺林、外濠等の古くから残された環境もあり、貴重な種も含め、多くの生き物が生息しています。

現地調査、ヒアリング調査及び文献調査で確認された種は表 1-1 のとおりです。全確認種のうち、各種文献により、貴重な種を「注目すべき種」、国内外の他地域から来たものを「外来種」として挙げています。

表 1-1 新宿区の生き物の種類数

種 別	全確認種	注目すべき種	外来種
植 物	711 種	28 種	111 種
哺乳類	6 種	1 種	2 種
鳥 類	120 種	45 種	3 種
両生・爬虫類	17 種	13 種	4 種
昆虫類	743 種	20 種	22 種
魚 類	26 種	4 種	8 種
底生生物	49 種	8 種	5 種

出典：新宿区生き物調査委託報告書(平成 29(2017)年 3 月 新宿区)

植物

確認されたのは、スギナ、クワクサ、ノミノフスマなど市街地においても普通にみられる種が多くを占めていました。植栽が由来と考えられる植物が多くみられ、全体的には自生の種はわずかであると考えられます。

注目すべき種では、キンランやギンランが確認されています。

外来種では、特定外来生物のオオカワヂシャが確認されています。

哺乳類

確認されたのは、アズマモグラ、アズマコウモリ、ドブネズミ、アライグマ、ホンダタヌキ、ハクビシンの 6 種です。そのうち外来種は、近年分布拡大しているアライグマやハクビシンが確認されました。

鳥類

確認種のほとんどは、カルガモ、キジバト、メジロなど関東地方や東京湾周辺でみられる種でした。文献調査では、ツルクイナなど迷鳥と考えられる種も含まれています。

注目すべき種では、トビ、ハヤブサ、ツミ、ハイタカ、チョウゲンボウなどの猛禽類や、コサギ、カワセミ、ヤマガラ、コサメビタキなどが確認されました。

外来種は、ほとんどが新宿区を含めた近隣区でも確認される種でした。

両生・爬虫類

確認種は、クサガメなど関東地方の平野部で見られる種で構成されています。その他はニホンアマガエルやニホンヤモリなど市街地周辺や郊外において見られる種でした。

注目すべき種は、国内移入と考えられるトノサマガエル以外は、いずれも関東地方に生息している種でした。

外来種の多くは、ミシシッピーアカミミガメなどペットとして飼育され、人為的に放逐された個体に由来すると推測される種でした。

昆虫類

確認種の多くはミンミンゼミやアオスジアゲハなど市街地においても普通にみられる種で占められていました。また、近年北上し分布を拡大しているクマゼミ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモンなどの暖地性種も確認されました。

注目すべき種の多くは、ツマグロキチョウなど一部の古い記録や偶産種以外を除けば、チョウトンボ、タマムシなどいずれも新宿御苑や戸山公園、おとめ山公園など主要な緑地に生息している種でした。

外来種は、ほとんどが新宿区を含めた近隣区でも確認される種でしたが、近年関東地方に分布を拡大しているアカボシゴマダラも確認されました。

水生生物

魚類は、モツゴ、ミナミメダカ、ナマズなどの純淡水魚が主に生息するほか、神田川では、アユやウキゴリ、ボラなど海域から遡上する種も生息しています。また、シロザケも一度確認されています。

注目すべき種は、魚類はミナミメダカとドジョウが確認されています。

外来種はコイ（飼育品種）やキンギョ、グッピーなど観賞魚が確認されています。また、神田川でスポットドガーの目撃報告もありました。

底生動物は、池沼ではアメンボ類やユスリカ類など水生昆虫類が主に生息するほか、神田川ではテナガエビやモクズガニなどの甲殻類が多く生息しています。

注目すべき種は、底生動物ではヌカエビ、テナガエビ、スジエビ、サワガニ、オニヤンマ（ヤゴ）、シマアメンボなどが挙げられます。

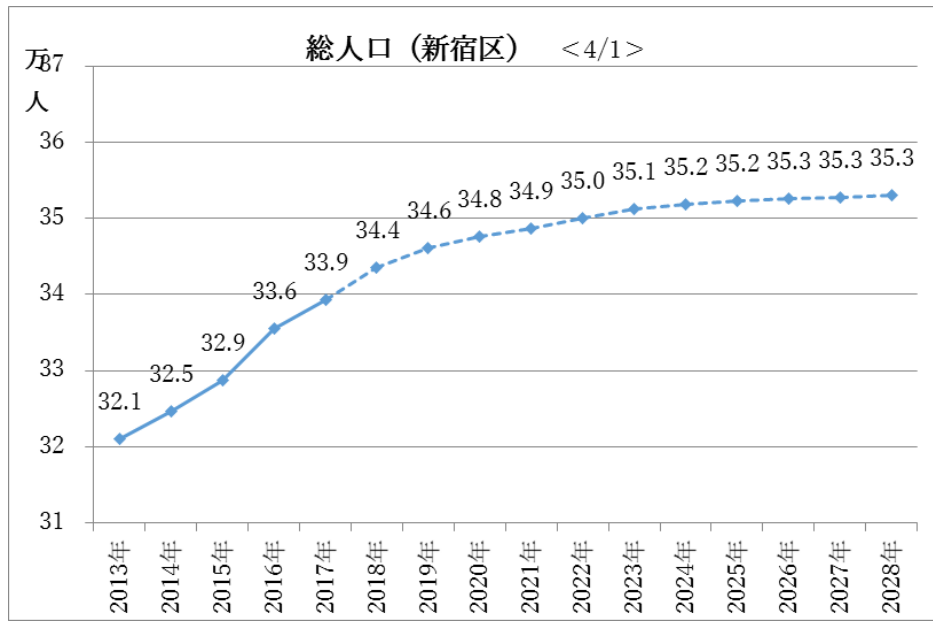
外来種は、アメリカザリガニなど合計5種が確認されています。また、タイワンシジミ、フロリダミズヨコエビ、カワリヌマエビ属は、近年、全国的に分布を拡大している種です。

2 社会条件

(1)人口

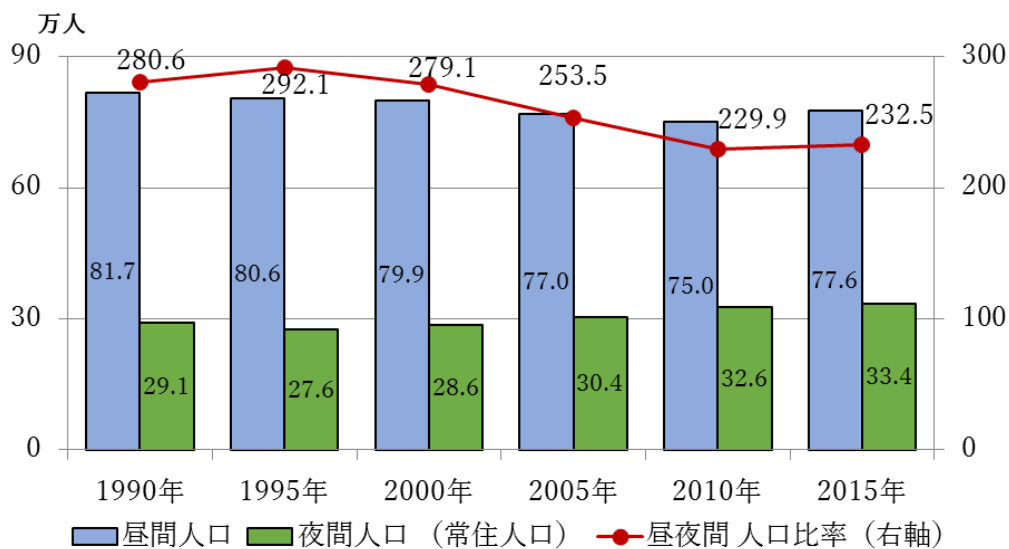
新宿区の人口は、33.9万人（平成29(2017)年4月1日現在）です。今後、当面は緩やかに増加を続け、2027年には35.3万人になると予測されています。また、昼間人口は77.6万人で、夜間人口の2倍以上となっています。

図2-1 人口将来推計(各年4月1日)



出典：新宿区新宿自治創造研究所の試算による

図2-2 昼間人口・夜間人口と昼夜間人口比率



出典：「2015(平成27)年国勢調査 従業地・通学地集計結果—新宿区の概要— の要約」
(新宿区新宿自治創造研究所)

(2) 土地利用

「新宿」といえば歌舞伎町や高層ビル群を思い浮かべますが、実際には土地利用の半分は住宅用途となっています。新宿駅周辺をはじめ、高田馬場駅、四ッ谷駅、飯田橋駅など鉄道駅周辺や幹線道路沿いで商業・業務施設の立地が進んでいるほか、区内北部を流れる神田川沿いでは地場産業である印刷製本業や染色業などの工業系施設が立地しています。



図 2-3 用途地域図(出典:「新宿区の土地利用2013」(平成 25(2013)年)3月 新宿区)

(3) 区民意識

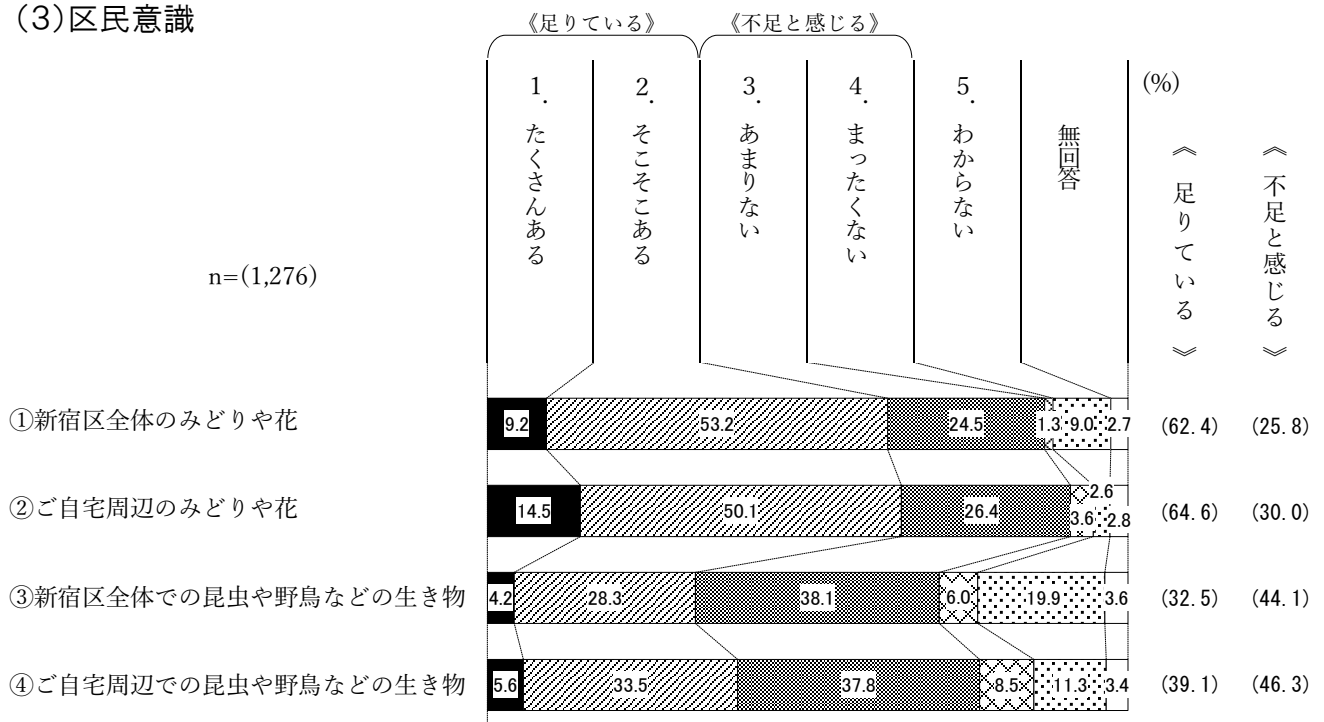


図 2-4 新宿区のみどりの環境についての意識(出典:「平成 28 年度新宿区区民意識調査」)

3 SDGs(持続可能な開発のための目標)との関連

SDGsは、2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、2030年に向けた人間、地球、繁栄、平和及び連携のための行動計画です。

SDGsには、経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な開発のための17の大目標と169の個別目標があります。その中で、本計画と特に関連の深いものをピックアップしました。※()内は個別目標の番号です。



参考文献1:「パートナーシップでつくる私たちの世界」(一社 環境パートナーシップ会議)

参考文献2:「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030 アジェンダ」(外務省仮訳)



目標6 きれいな水と衛生

- ・水資源を提供する、山地、森林、湿地、河川などの生態系を保護・回復する。(6.6)



目標11 持続可能なまちづくり

- ・文化遺産や自然遺産の保護・保全のための努力を強化する。(11.4)
- ・水害などの災害による死者や被災者を大幅に減らす。(11.5)
- ・高齢者や障害者などすべての人が使いやすいように、緑地や公共スペースへのアクセスを確保する。(11.7)
- ・経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部や農村部の間の有効なつながりをつくる。(11.a)



目標12 持続可能な消費と生産

- ・天然資源の持続可能な管理と効率的な利用を達成する。(12.2)
- ・人々が持続可能なライフスタイルに関する情報や意識を持つようになる。(12.8)
- ・地方の文化振興・産品販売につながる持続可能な観光業をすすめる。(12.b)



目標14 海洋資源

- ・海のごみや富栄養化などの陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。(14.1)
- ・持続可能な管理や保護を通じて、海洋・沿岸の生態系の回復のための取組を行う。(14.2)



目標15 陸上の資源

- ・2020年までに森林、湿地、山地等の陸の生態系と内陸の淡水生態系の保全と回復及び持続可能な利用を確保する。(15.1)
- ・2020年までに絶滅危惧種を保護し絶滅防止するための緊急かつ意味ある対策を講じる。(15.5)
- ・2020年までに、生物多様性と生態系の価値を国や地方の計画策定、開発プロセスや貧困削減のための戦略・会計に組み込む。(15.9)
- ・生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。(15.a)



目標17 目標達成に向けたパートナーシップ

- ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。(17.14)
- ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的・官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。(17.17)

このほかにも、目標3(健康と福祉)、目標4(質の高い教育)等も関わります。

4 新宿区のみどり

(1)みどり

①みどりの変遷

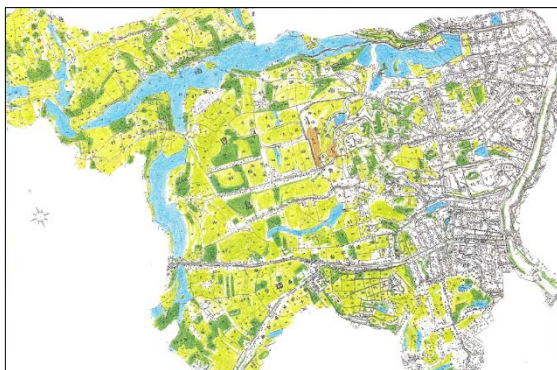
<江戸時代末期>

市谷、四谷、牛込地区には、社寺や武家屋敷が形成され社寺林や屋敷林としてのみどりを創出していました。大久保、角筈、戸塚、落合、早稲田の各村々は、当時江戸100万人の大消費地を支える農村地帯でした。

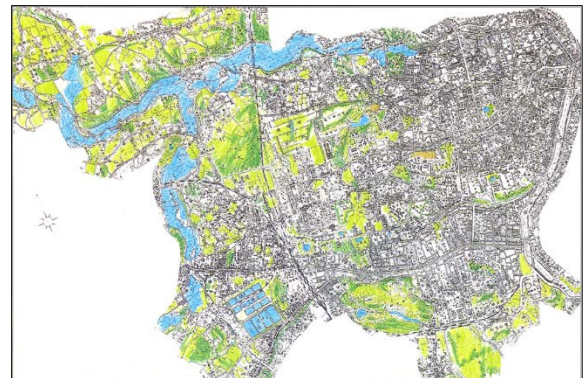
<明治時代>

明治政府誕生後、大久保や戸塚、四谷等の尾張上屋敷や下屋敷の大部分は、陸軍関係の学校や軍の所有地に変わるなど国の所有地になったところが多く、これらのみどりのオープンスペースとして残されました。その他の武家屋敷は所有者が変わり、庭園や屋敷林は消失していきました。

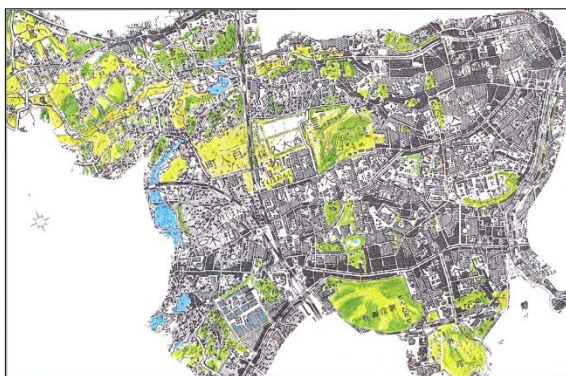
一方、農村地帯の落合、淀橋、早稲田の地域は道路の構築や鉄道の整備により市街化していきました。特に関東大震災を契機として、大量の人口が移動していき、商工業地と住宅地に変貌し、かつての農村の面影がなくなっていきました。



明治 13 年



明治 42 年



大正 10 年

凡例	
樹木・樹林	果樹、桑、竹林等を含む
草地	草地、茶畑、畑等を含む
水面	水田、池、沼地等を含む
裸地・空地	

図 4-1 新宿区のみどりの変遷

(「新宿区史」平成10年3月より)

<昭和時代>

さらに鉄道が整備されて市街化が進み、樹林が減少しました。第二次世界大戦中は住宅の敷地内の木は伐採され、燃料に使われ、度重なる戦災によって家屋とともに立木は燃え、みどりはますます少なくなっていきました。

その後、都市公園法の制定により防災や区民のレクリエーションの視点から、戸山公園や新宿中央公園等の大規模な公園、身近な公園として児童公園が整備されていきました。

<現在>

現在、まとまりのあるみどりは、斜面沿いと旧社寺地（中落合、戸塚地域）、大名庭園を残す新宿御苑、大規模施設（旧軍用地の転用地、戸山地域）、旧武家地（市谷、四谷、若松地域等）に残されてきたみどりと、郊外住宅地にはぐくまれてきたみどり（落合地域）、近年の開発で創出されたみどり（新都心地域）等によって構成されています。

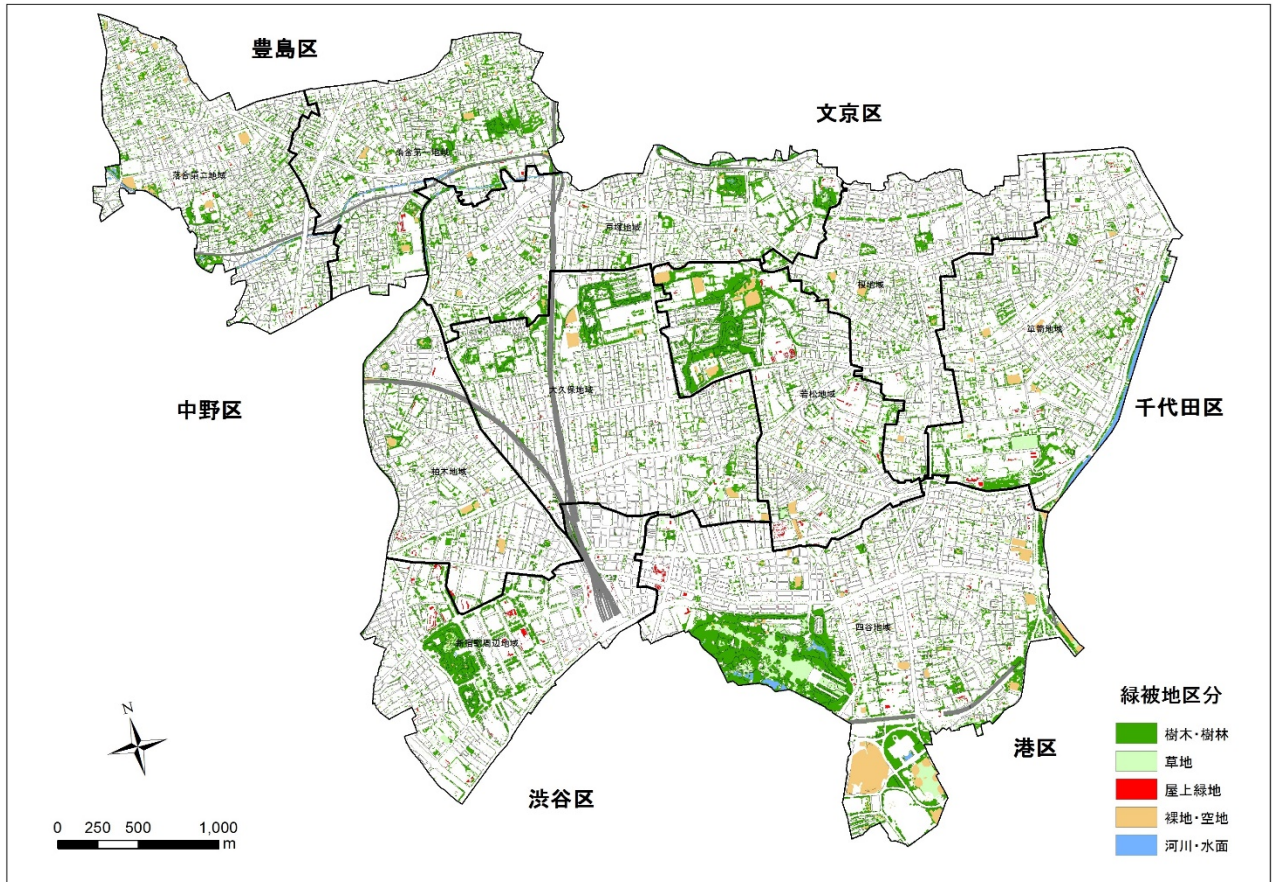


図 4-2 新宿区の緑被分布図（「新宿区みどりの実態調査（第 8 次）」平成 28 年 2 月）

空中写真による緑被調査		現地調査		
緑被率	17.48%	樹木(地上 1.5m の直径 30 cm 以上)	14,656 本	
	319.14ha			
みどり率	19.94%	接道緑化	生垣 (5m 以上)	1,499 箇所
	364.07ha		植込 (5m 以上)	26,208m
樹林 (100 m ² 以上)	1,797 箇所		壁面緑化 (3 m ² 以上)	898 箇所
	1,615,192 m ²			
草地 (100 m ² 以上)	435 箇所	資料調査		
	281,572 m ²	街路樹	12,011 本	
屋上緑地 (1 m ² 以上)	2,967 箇所			
	90,623 m ²			

表 4-1 新宿区のみどりの調査結果（「新宿区みどりの実態調査（第 8 次）」平成 28 年 2 月）

②樹木

表 4-2 新宿区内樹木本数

年度	本数(本)
平成 7(1995)	15,424
17(2005)	15,264
27(2015)	14,656

※新宿御苑、明治神宮外苑は除外。
直径 30cm 以上の樹木。

表 4-3 新宿区内の樹種上位 10 種類

順位	樹種名	本数(本)	順位	樹種名	本数(本)
1 位	サクラ	3,015	6 位	ヒマラヤスギ	754
2 位	ケヤキ	2,418	7 位	シラカシ	425
3 位	スダジイ	1,492	8 位	エノキ	361
4 位	イチヨウ	1,387	9 位	ムクノキ	267
5 位	クスノキ	1,122	10 位	ネズミモチ	230

出典：「新宿区みどりの実態調査（第 8 次）」（平成 28 年 2 月）

③緑被率

緑被率とは、みどりに覆われた土地の面積比率のことで、みどりの豊かさを表す指標のひとつです。空中写真により 1 m²以上の緑地を拾い出しています。平成 27 年度の調査では、17.48%（319.14 ha）でした。平成 2 年度の調査以降、途中調査精度（空中写真の読み取りの精度）の変更がありましたが、一貫して 17% 台にあり大きく変化していません。

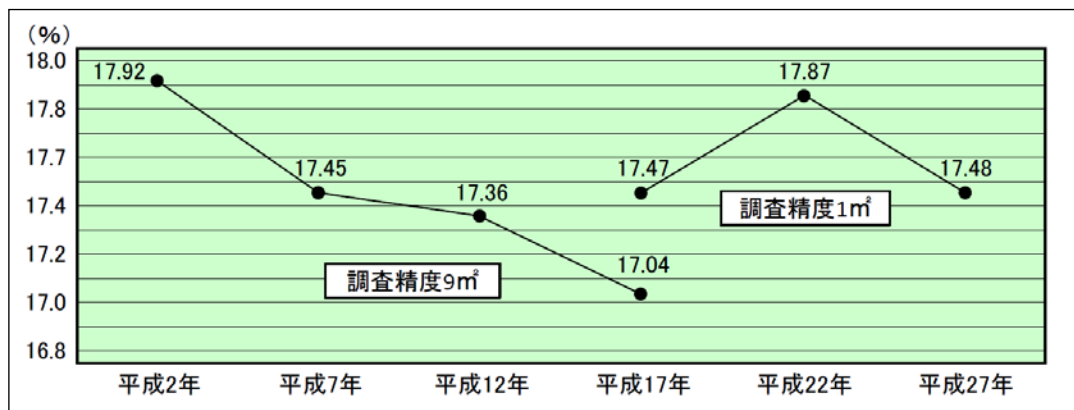


図 4-3 緑被率の推移

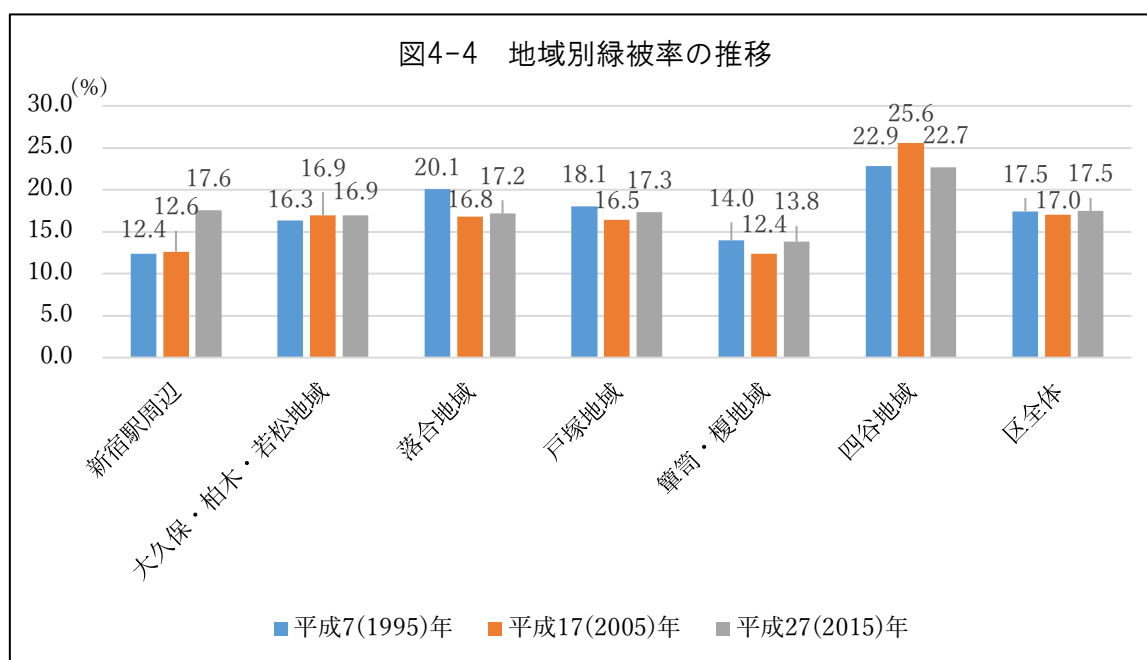


図 4-4 地域別緑被率の推移

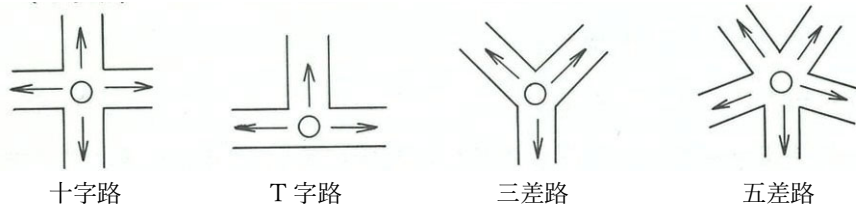
④緑視率

緑視率とは、人の目から見える緑の割合です。区内の 287 か所の交差点で各方向を撮影し、その平均値をその地点の緑視率としています。

〔調査方法〕

ア撮影方法

交差点の中央（幅員によっては少し下がって）より各方向を撮影。



イ緑視率算出

写真内に写っている植物の占める割合を計測して、方向別の緑視率を算出し、これを平均して地点の緑視率を算出。

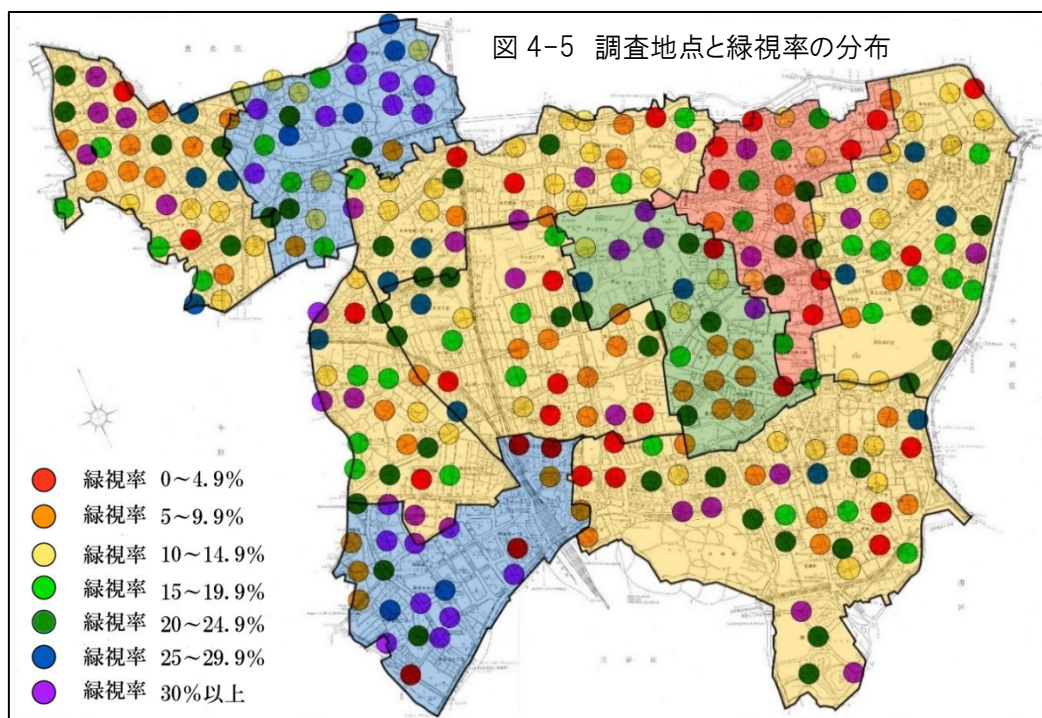
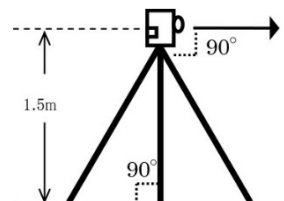
点線枠内を撮影。天地左右が余分に写っている場合は、適正にトリミングして比率を算出。



ウ撮影高さ、使用レンズ

一般的に歩行者の目線が 1.5m とされていることから、地面から 1.5m の位置で撮影。

全地点を 35mm レンズ（35mm フィルム換算）で撮影し、角を基準にトリミングして分析。



出典：「新宿区緑視率調査結果報告書」(平成 29 年 3 月)

(2)公園

①公園の概況

表 4-4 区内公園の現状(平成 29 年 4 月 1 日現在)

名 称		箇所数	面積(㎡)	区の総面積に占める率(%)	住民 1 人当りの面積(㎡)	備 考	
国民公園等		2	593,011.2	3.25	1.75	新宿御苑 明治神宮外苑	
都立公園		1	186,471.8	1.02	0.55	戸山公園	
二区にまたがる都市公園 (新宿区管理以外)		2	16,505.4	0.09	0.05	外濠公園 哲学堂公園	
区立公園	都市公園法	公 園	98	330,306.1	1.81	0.97	
		児童遊園	58	24,929.0	0.14	0.07	
		ポケットパーク	19	3,872.6	0.02	0.01	
		庭 園	1	453.2	0.00	0.00	延寿東流庭園
		区立都市公園計	176	359,560.9	1.97	1.06	
	条例	その他の公園	1	17,314.8	0.02	0.05	妙正寺川公園
区立公園計		177	376,875.7	1.99	1.11		
区立遊び場(一時開放地)		7	3,243.7	0.02	0.01		
新宿区立公園等合計		184	380,119.4	2.01	1.12		
区内公園合計		189	1,176,107.8	6.37	3.47		

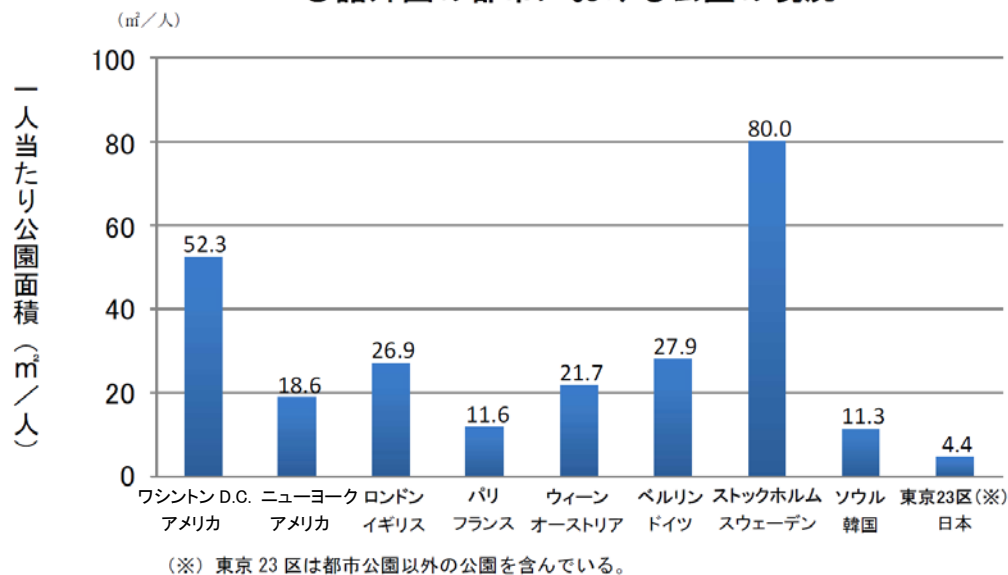
(区の総面積 18.22km²、住民基本台帳人口 339,339 人)

※複数区にまたがる公園の面積は、新宿区内面積のみを算入しています。

ただし、中野区と共同設置している妙正寺川公園については、原則として全域の面積を算入し、区の総面積に占める率(%)についてのみ、区内面積を算入しています。

参考)世界の都市公園の整備状況

○諸外国の都市における公園の現況



出典:「平成 27 年度末都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況(速報版)」(国土交通省)

② 区立公園の推移

区立公園は、昭和 40 年代に大幅に増加し、その後も用地買収等により着実に確保を進めてきました。特に平成 24 年度から 26 年度にかけて実施したおとめ山公園の拡張整備では、新たに約 12,500 m²の公園が誕生しました。なお、平成に入ってから、開発事業に伴い整備された公園も増えてきています。

表 4-5 区立公園の箇所数と面積

年度	箇所数	面積(m ²)
昭和 29 年	37	66,656
36	54	104,277
41	65	105,728
48	105	204,136
53	132	305,289
58	140	325,490
63	144	324,943
平成 5 年	150	342,958.
10	166	360,037
15	168	360,754
20	173	362,426
25	177	367,289
29	177	376,876

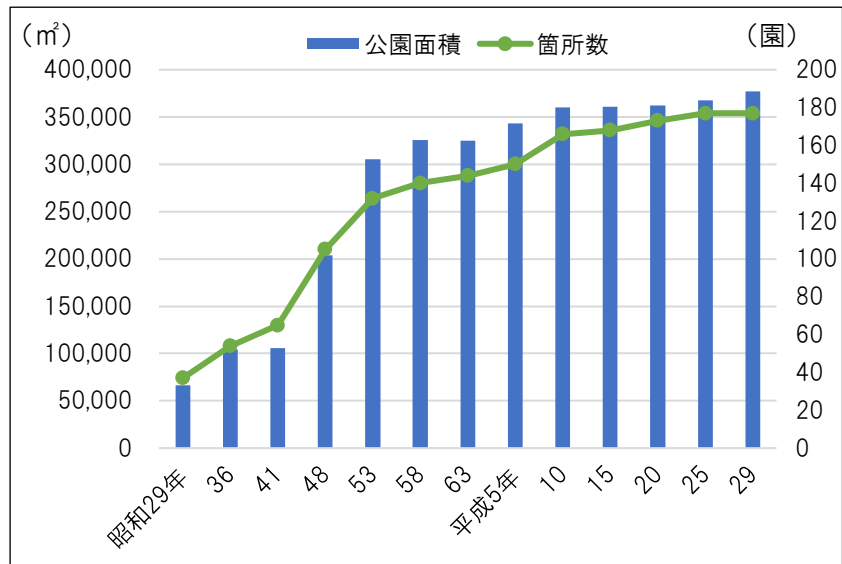
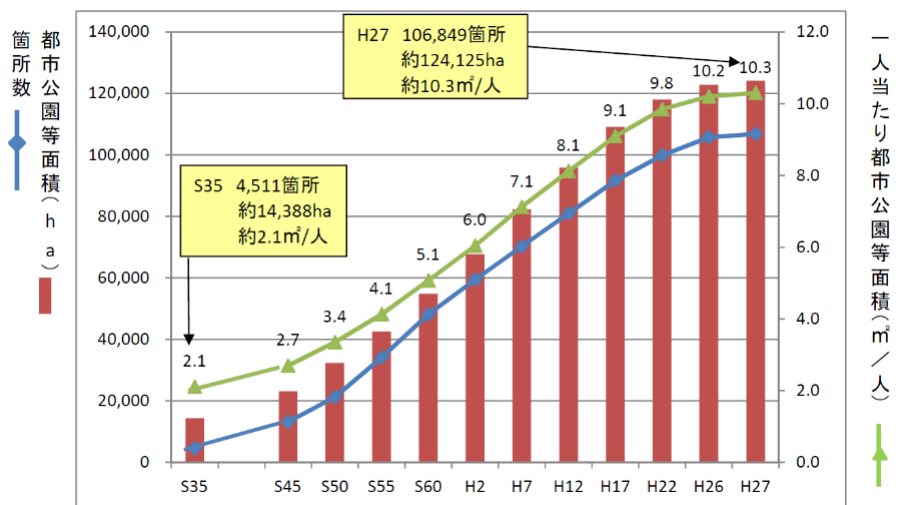


図 4-6 区立公園の推移

参考) 日本の都市公園整備の推移

年度	箇所数	面積(ha)
平成 14 年	84,994	100,968
15	86,889	103,865
16	89,216	106,370
17	91,663	109,178
18	93,399	111,307
19	95,207	113,207
20	96,808	114,990
21	98,568	116,667
22	99,874	118,056
23	101,111	119,016
24	102,393	120,217
25	104,099	121,473
26	105,744	122,839
27	106,849	124,125



出典：都市公園データベース(国土交通省)
「都市公園等の面積・箇所数の推移」(平成 27 年度末)

5 みどりの主な事業実績

(1) みどりの文化財(保護樹木等)制度

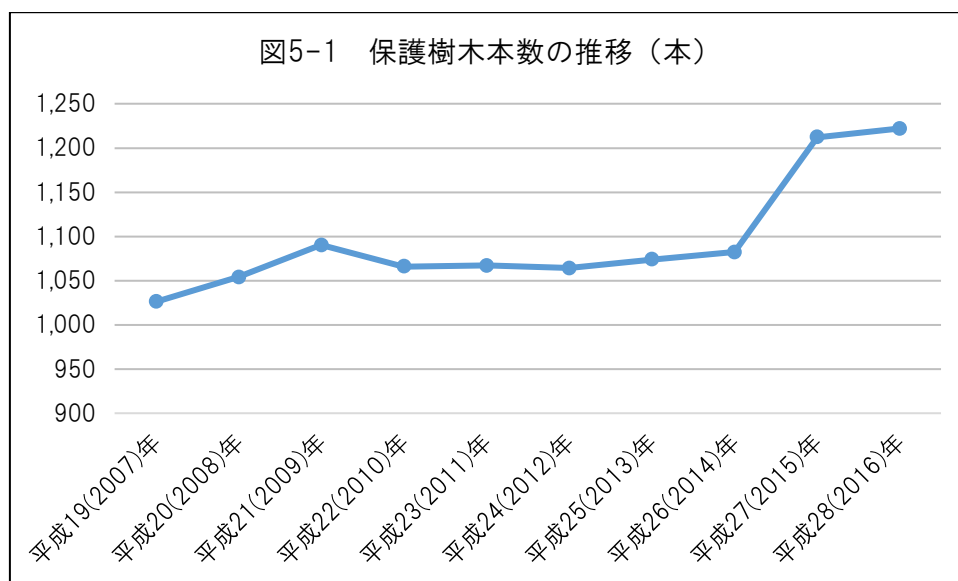
地上 1.5m の幹周りが 1.2m 以上の条件を満たしている樹木、面積が 500 m² 以上の樹林、高さが地上 1.2m 以上、長さ 15m 以上の生垣を、それぞれ所有者の申請により保護指定しています。みどりの文化財に対して、管理費の一部を助成金として交付しています。また、区が第三者への被害に対して賠償責任保険に加入し、保護育成に努めています。

平成 22 年からは、保護樹木の中でも特に良好なものは特別保護樹木としてさらに手厚く保護をしています。平成 25 年からは、公共施設内の樹木についても指定を始めました。

表 5-1 保護樹木の推移(平成 19 年度～平成 28 年度)

年度	保護樹木				保護樹林		保護生垣	
	件数(件)	本数(本)	特別※	公共※	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	延長(m)
平成 19	267	1,026	—	—	38	90,618	44	1,203
平成 20	270	1,054	—	—	38	90,618	44	1,190
平成 21	276	1,090	—	—	38	90,618	44	1,195
平成 22	275	1,066	2	—	37	89,638	43	1,167
平成 23	278	1,067	3	—	36	87,962	43	1,167
平成 24	271	1,064	3	—	36	87,962	44	1,274
平成 25	271	1,074	3	1	36	87,962	43	1,244
平成 26	271	1,082	3	1	36	87,962	42	1,228
平成 27	270	1,212	3	2	36	87,962	42	1,228
平成 28	269	1,222	3	5	35	87,443	39	1,172

※ 特別:特別保護樹木 公共:公共施設保護樹木



(2) 緑化助成制度

接道部緑化は、道路に接する部分への生垣や植樹帯の設置及びその際のブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度です。

平成 20 年度からは、屋上緑化や壁面緑化などの建築物上の緑化への助成を始めました。

表 5-2 助成実績(平成19年度～28年度)

年度	接道部緑化				建築物上緑化			
	生垣		植樹帯		屋上緑化		壁面緑化	
	件数 (件)	延長(m)	件数 (件)	延長(m)	件数 (件)	面積(m ²)	件数 (件)	面積(m ²)
平成 19	3	33.0	0	0	—	—	—	—
20	4	40.0	0	0	8	110	2	97
21	1	8.0	0	0	4	116	0	0
22	0	0	0	0	9	176	1	10
23	4	47.0	0	0	7	154	1	6
24	4	40.0	0	0	5	86	0	0
25	4	51.0	1	4.0	6	111	0	0
26	6	38.0	2	8.0	5	78	0	0
27	3	22.0	1	2.0	2	51	0	0
28	0	0	0	0.0	2	34	0	0

(3) 緑化計画書制度

緑化計画書制度とは、敷地面積 250 m²以上の土地で建築行為等を行う場合に緑化計画書を提出していただき、条例で定める緑化基準について審査する制度です。また、建築行為等が完了した際には現場検査により緑化を確認します。

表 5-3 緑化計画書認定実績(平成19年度～28年度)

年度	認定 (件)	敷地面積 (m ²)	接道部延長		地上部緑化面積			屋上緑化	
			延長(m)	緑化 (m)	A+B (m ²)	新植A (m ²)	既存B (m ²)	(件)	(m ²)
平成 19	114	136,721	5,659	2,555	18,506	5,615	12,892	19	1,709
20	124	255,512	8,092	4,896	40,295	31,018	9,277	31	5,697
21	89	209,055	6,245	3,672	41,367	28,015	13,352	18	3,848
22	122	182,686	5,826	2,678	24,545	10,383	14,162	16	2,293
23	122	153,766	6,205	3,288	21,980	18,669	3,311	26	6,000
24	128	203,362	6,891	3,605	33,129	10,413	22,716	17	1,693
25	146	230,963	13,526	4,996	38,162	29,024	9,138	16	5,180
26	128	286,278	5,931	3,249	62,194	41,271	20,923	14	9,249
27	127	189,821	6,548	3,537	33,752	26,658	7,094	16	5,945
28	114	257,480	5,638	3,352	45,674	37,532	8,142	14	13,639

6 策定までの経過

年月日	内 容	備 考
平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年度 第 3 回みどりの推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区みどりの基本計画（改定）について ・目標値の設定について
平成 28 年 9 月 1 日 ～9 月 20 日	平成 28 年度 新宿区区民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区のみどりと新宿中央公園
平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年度 第 4 回みどりの推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・原案検討
平成 29 年 5 月 31 日	平成 29 年度 第 1 回みどりの推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・修正原案検討
平成 29 年 8 月 31 日	平成 29 年度 第 2 回みどりの推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案（事務局案）検討
平成 29 年 11 月 13 日	平成 29 年度 第 3 回みどりの推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案検討
平成 29 年 12 月 15 日 ～1 月 15 日	パブリック・コメント	意見等 224 件
平成 30 年 2 月 6 日	平成 29 年度 第 4 回みどりの推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・案検討
平成 30 年 3 月 2 日	新宿区みどりの基本計画（改定） 策定	

新宿区みどりの推進審議会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
学 識 経 験 者	くま がい よう いち 熊 谷 洋 一	東京大学名誉教授	会長
	こし みず はじめ 興 水 肇	公益財団法人 都市緑化機構理事長	副会長
	いけ べ この み 池 邊 こ の み	千葉大学大学院園芸学研究科教授	
	さい とう かおる 斎 藤 馨	東京大学大学院自然環境学専攻教授	
	しぶ え けい こ 渋 江 桂 子	早稲田大学等 非常勤講師	
区 民	よし かわ しん いち 吉 川 信 一	新宿区町会連合会	
	たけ やま あき ひで 武 山 昭 英	新宿区商店会連合会	～平成 29. 7. 31
	たけ かわ つかさ 竹 川 司	新宿区商店会連合会	平成 29. 8. 1～
	わた なべ よし こ 渡 辺 芳 子	新宿区婦人団体協議会	
	お の えい こ 小 野 栄 子	公 募 委 員	
	に わ むね ひろ 丹 羽 宗 弘	公 募 委 員	
	ま ざ あい こ 間 座 和 子	公 募 委 員	
団 体	こ じま たけ し 小 島 健 志	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 新宿支部	
	しい な とよ かつ 椎 名 豊 勝	東京樹木医会	
	ふじ た しげる 藤 田 茂	特定非営利活動法人 屋上開発研究会	
	つる た ゆ み こ 鶴 田 由 美 子	公益財団法人 日本自然保護協会	

7 みどりの計画・調査

年 月	方 針・計 画・その他	調 査
昭和 47 年 9 月 (1972 年)	公募により区の木を「けやき」、区の花を「つつじ」に決定	
昭和 47 年 11 月 (1972 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 1 次)
昭和 48 年 4 月 (1973 年)	「新宿区緑と花の条例」施行	
昭和 60 年 3 月 (1985 年)		新宿区緑の実態調査報告書 (第 2 次)
平成元年 3 月 (1989 年)	「新宿区みどりの基本計画」策定	
平成 2 年 12 月 (1990 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 3 次)
平成 3 年 4 月 (1991 年)	「新宿区みどりの条例」施行	
平成 4～5 年度 (1992～1993)		新宿区自然生態実態調査
平成 6 年 3 月 (1994 年)	「新宿区公園整備方針[空間整備編]」 「新宿区公園整備方針[管理運営編]」	
平成 6 年 8 月 (1994 年)	「都市建築物の緑化手法」出版	
平成 7 年 3 月 (1995 年)	「みどりによる生物生息環境形成計画」	
〃	「みどりの新宿 30 選」マップ作成	
平成 8 年 3 月 (1996 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 4 次)
平成 10 年 9 月 (1998 年)	「新宿区みどりの基本計画」改定	
平成 11 年 12 月 (1999 年)		神田川生き物実態調査報告書
平成 13 年 3 月 (2001 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 5 次)
平成 18 年 3 月 (2006 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 6 次)
平成 19 年 11 月 (2007 年)		平成 19 年度 神田川生き物実態調査結果報告書
平成 21 年 2 月 (2009 年)	「新宿区みどりの基本計画」改定	

平成 22 年 3 月 (2010 年)	「新宿区魅力ある身近な公園づくり 基本方針」	
平成 23 年 3 月 (2011 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 7 次)
平成 28 年 2 月 (2016 年)		新宿区みどりの実態調査報告書 (第 8 次)
平成 29 年 3 月 (2017 年)		新宿区生き物調査委託報告書
平成 29 年 3 月 (2017 年)		新宿区緑視率調査報告書
平成 30 年 3 月 (2018 年)	「新宿区みどりの基本計画」改定 (生物多様性地域戦略)	

年 月	継 続 調 査	
平成 8 年～	神田川生き物調査 (職員、区民)	
平成 27 年～	神田川生き物調査 (委託)	

●用語説明

ア行	説明
エコ事業者連絡会	平成13(2001)年3月に発足し、事業者が情報交換しながら相互に環境保全への取組をレベルアップさせていくとともに、地域への関わりを深めていくことを目的として活動している団体です。
エコライフ推進員	区と民の接点となり自らエコライフを実践し、地域においてその普及活動を行う人々です。公募と地域からの推薦により選ばれ、区の委嘱を受けて活動しています。
エコロジカルネットワーク	緑地や水辺の配置を、生き物の移動に着目してネットワークを考えたものです。生き物の種類によって、数百mの移動から国を越えて移動するものまであります。
LED	Light Emitting Diodeの略。日本語では、発光ダイオードと訳されます。電流を流すと発光する半導体素子の一種です。消費電力は、一般電球などをLEDに交換すると約15%となります。
大久保つつじ	江戸時代に大久保地区で育てられた、キリシマツツジ系（本霧島、八重霧島、紅霧島、紅の司、桔梗咲き霧島、日の出霧島など）やリュウキュウツツジ系（白琉球、峰の松風など）のつつじを総称した名称です。昭和47(1972)年、つつじを区の花に指定しました。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・樹林地など建物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建物間の空地などを指します。
屋上緑化等推進モデル地区	商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区のことです。（新宿区みどりの条例第24条）
カ行	説明
外来生物	国外又は国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物のことです。これらのうち、持ち込まれた地域の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼びます。
街路樹管理指針	「歩きたくなるまち新宿」の実現に向けて、平成18(2006)年度に新宿区が作成した、区道の街路樹の維持管理における基本方針です。
風のみち (みどりの回廊)	「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」で定められている、みどりをつなげ、拡充をめざす道です。明治通りおよび新宿通りから中央通りを指します。

環境学習情報センター	環境保全の普及・啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流や環境学習の拠点として、平成16(2004)年6月5日に開設し、指定管理者による管理運営を行っています。
環境軸	骨格となる都市施設（道路、公園、河川など）と、その整備等を契機とした周辺のまちづくりの中で一体的に形成される、“みどり豊かな都市空間のネットワーク” のことです。
神田川生き物調査	平成8(1996)年度から新宿区が毎年行っている、神田川における生き物調査です。職員による調査などで、これまでアユ、オイカワなど12科23種の魚類が確認されています。
神田川親水テラス	戸塚地域センター前に整備した、階段で神田川に降りられる、神田川に親しめる親水空間です。夏休み期間には一般開放を行っています。
神田川ファンクラブ	神田川をもっと身近に感じ、親しみを持ってもらうために新宿区が行っている活動です。神田川に生息する生き物や水質、水害対策など、様々な視点から神田川のことを考えます。
神田川ふれあいコーナー	戸塚地域センター3階にあり、パネル展示や研修室で神田川について学べる施設です。
区民の森	区内にある樹木の多いおとめ山公園や新宿中央公園などと、伊那市、沼田市、あきる野市に開設した「新宿の森」を総称したものです。
グリーンバンク	樹木の保護及びリサイクルの推進を目的として、不要になった樹木を引き取って一時的に預かり、希望する方に提供する新宿区の制度です。
公園サポーター	平成13年度からはじまった公園サポーター制度に登録しているボランティアで、公園の管理を行う区民や事業者などの方々です。公園利用の活性化や快適な施設環境を実現するために、区との合意に基づいて園地の清掃や除草、施設の点検、花壇の手入れなど地域の特性に合わせた活動を行っています。
公園的な空間	民間が設置する公開性のある空地、公園以外の公共空地（遊歩道、運動広場等）、一時開放地などのことで、これらを公園に準ずる機能を持つものとして、公園を補完する空間に位置付けています。
公開空地	建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間をいいます。

公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において、カフェやレストラン等の収益施設の設置又は管理者を、民間事業者から公募選定する制度です。平成 29(2017)年の都市公園法の改正で新たに設けられた制度です。 (都市公園法第 5 条)
こどもエコクラブ	公益財団法人日本環境協会が実施している事業で、子どもたちの環境に関する自主的な活動を応援するものです。子どもたちが環境問題についての学習や、家庭での省エネの取り組みなど様々な活動を行っています。
サ行	
持続可能な開発のための目標 (SDGs)	平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、2030年に向けた、人間、地球、繁栄、平和及び連携のための行動計画です。経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な開発のため、17の大目標と169個の個別目標を設定しています。
市民緑地制度	身近なみどりを保全するために、地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が緑地の所有者と契約を締結し、市民緑地として管理し公開する制度のことです。(都市緑地法第55条) 平成29(2017)年の都市緑地法の改正で、民有地の空地等の有効利用のため、NPO法人や民間企業が作成する設置管理計画書を市区町村が認定することにより、緑地を設置、管理、活用する市民緑地認定制度が新たに設けられました。(都市緑地法第60条)
新宿の森	平成20(2008)年に長野県伊那市、平成22(2010)年に群馬県沼田市、東京都あきる野市と協定を締結し、開設した森林のことで、新宿区が間伐、下草刈りなどを区民、事業者と実施し、森林整備によるカーボン・オフセット事業や環境学習の場として活用しています。
生物多様性	様々な自然があり、それぞれに特有の個性を持つ生物がいて、人間を含めそれぞれの命がつながりあっていることです。生物多様性が守られていることにより、様々な自然の恵み(生態系サービス)を受けることができます。
タ行	説明
地域の庭 (コミュニティガーデン)	地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念です。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画のことです。
出前授業	学校や地域に出向いて行って環境学習等を行うものです。

特別保護樹木制度	新宿区が指定した保護樹木のうち、地域を代表する樹木等特に重要と認められる樹木を指定する制度です。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然環境のある緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。 (都市緑地法第12条)
ナ行	説明
内藤とうがらし	江戸時代の内藤新宿一带（現在の新宿1丁目～3丁目辺り）で栽培されていた「とうがらし」で、近年、地域独自の郷土種ということで、生物多様性の観点などから、その復活に向けた活動が行われるようになりました。江戸野菜の一つです。
七つの都市の森	「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」で定められている、新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまった緑地を指します。
鳴子うり	江戸時代に柏木地区の成子（現在の西新宿8丁目辺り）で栽培されていた「うり」で、江戸野菜の一つです。
ネーミングライツ	一般的には、公共施設に対して、民間事業者が名称や愛称をつけることのできる権利のこととされています。本計画では、新宿区が対価を得て、公園施設の愛称の命名権を民間事業者に付与することを指しています。
ハ行	説明
花の名所づくり	区内の公園をはじめとした公共的空間を対象に、樹木や草花、芝生や花壇等による特色ある植栽空間を創出し、魅力的で快適な景観づくりを目指すものです。
ヒートアイランド現象	建物や工場、自動車などによる人工排熱の増加、緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大による地表面を覆う物質の人工化、密集した建物など、都市形態の高密度化により風通しが阻害され、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象のことです。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられています。
ビオトープ	生態学的にまとまりを持った野生生物の自然の生息空間のことです。この計画では、小規模な生き物の生息環境や人工的につくられた空間を含んでいます。
ふれあいトーク 宅配便	新宿区の職員が地域へ出向き、行政の取り組みや職員の専門的知識を生かした話などを届けるサービスです。暮らしに身近な問題から行政に係わる専門的な話まで、様々な講座を用意しています。

保護樹木制度	新宿区内の貴重な樹木や樹林、生垣を保存するため、新宿区がみどりの文化財として指定し、維持管理費の一部助成や樹木診断などにより支援をする制度の事です。平成25(2013)年からは公共施設の樹木についても指定を行っています。 (新宿区みどりの条例第12条)
マ行	説明
まちの先生見本市 (新宿の環境学習応援団)	「NPO法人新宿環境活動ネット」と共催で、毎年区立小学校を会場として行っている、環境活動や環境学習を推進するためのイベントです。地域団体・企業・NPO・区等が「まちの先生」となり、子どもはもちろん地域の方や学校の先生などを対象に、パネルやプログラムの展示、また体験型ワークショップ、相談コーナーなどを開設します。
水とみどりの環	「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」で定められている、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりのことです。新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑の緑地を指します。
道のサポーター	区道の植え込みや花壇の維持管理を、地域のサポーターが担う制度です。
緑確保の総合的な方針	今後確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示するため、東京都が区市町村と合同で平成22(2010)年5月に策定した方針の事です。(平成28(2016)年3月改定)
みどり公園基金	区民、事業者等からの寄附金を活用することにより、公園・緑地等の土地の取得や整備を行い、区内のみどりの創出・保全等に資するため設置した基金です。(新宿区みどり公園基金条例)
みどりのカーテン	強い夏の日差しを和らげ室温の上昇を抑えるために、ゴーヤやアサガオ、ヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をカーテンのように覆う緑化の事です。
みどりの協定	区が区民団体、事業所と協定を結び、花や肥料などの緑化材料を支援し、地域の緑化を図る制度です。 (新宿区みどりの条例第22条、23条)
みどりの新宿30選	区内のみどり(樹木や水辺等)による景観またはみどりのある施設で、区民の誰もが親しみをもてるものを30か所、公募により平成5(1993)年度に決めたものです。
みどりの推進モデル地区	緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区の事です。(新宿区みどりの条例第24条)
みどりの保全モデル地区	緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区の事です。(新宿区みどりの条例第24条)

みどりの実態調査	区内のみどりの現状を把握して、今後の施策に活かすために行っている調査です。昭和47(1972)年度より5年ごとに実施しています。(新宿区みどりの条例第5条)
みどり率	緑被率に、公園内の緑で被われていない面積の割合と、河川等の水面が占める割合を加えたものです。
ヤ行	説明
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、誰もが利用できるよう生活環境やその他の環境を作りあげることです。
ラ行	説明
リサイクル活動センター	区民の3Rの推進拠点として、新宿リサイクル活動センターと西早稲田リサイクル活動センターの2館でさまざまな事業を行っています。主に不用品再利用事業「もいちど倶楽部」や講座・講習会、リサイクルイベント等を実施しています。
立体都市公園	適正かつ合理的な土地利用を図る上で、必要がある場合には、都市公園の下部空間に都市公園法の制度が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度です。(都市公園法第20条)
緑化計画書制度	区民や事業者が、区内で250㎡以上の土地で対象となる建築行為を行う際、一定基準の緑化を義務付ける制度です。(新宿区みどりの条例第20条、第21条、第25条)
緑化重点地区	都市緑地法第4条第2項に規定する「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」及び「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、区市町村の「みどりの基本計画」の中で必要に応じて定めます。新宿区では区全域を指定しています。
緑視率	人の目から見える緑の面積割合です。新宿区では立った位置(地上1.5m)で撮影した写真の中に占める緑の割合として算出しています。
緑被率	土地の面積に対する緑被地(樹木や樹林の樹冠・草地・屋上緑化等)の占める割合です。
ワ行	説明
ワークショップ	市民参加によるまちづくり手法の一つ。一般的に、地域にかかわる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出しあい、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていく手法のことです。
早稲田みょうが	江戸時代に早稲田地区で栽培されていた江戸野菜のことです。明治以降の宅地化やみょうが畑の減少により、一時姿を消しましたが、近年、江戸東京伝統野菜の研究者や早稲田大学の学生たちで結成された「早稲田みょうが搜索隊」により発見され、復活しました。